

委員 名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/ 細分箇 条* (e.g. 3.1)	段落/ 図/ 表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
相菌	33-40	序文		ed	「近年、技術の統合が複雑化し、様々な視点が集まっている。例えば、モノのインターネット（IoT）に見られるような運用の技術（OT）と情報技術（IT）との融合、ビッグデータの台頭、人工知能（AI）の台頭などが挙げられる。 安全及び使命の両方の観点から、その複雑さ及び致命度は、製品、サービス及び技術のトラストワージネス、並びにこれらを提供する組織のトラストワージネスの両方を伝達する必要性を生じさせた。トラストワージネスを表現することに使用することが可能な特性の共通理解をもち、用語及び特性を定義する一般的な方法をもつことによって、利害関係者は製品、サービス又は技術が利害関係者期待値を満たしているかどうかを判断できるようになる。」がわかりにくい 33 行目「様々な視点」とはどのような視点なのかわからない 34 行目「ビッグデータ」と「人工知能（AI）」がそれぞれどのような技術と統合したのかわからない 36 行目「その複雑さ及び致命度」の「その」が何をさすかわかりにくい。 37-38 行目の「トラストワージネスを表現することに使用することが可能な特性」がわかりにくい。	「近年、さまざまな視点を集めた技術の統合の複雑さが増している。例えば、モノのインターネット（IoT）に見られるような運用の技術（OT）と情報技術（IT）との融合、ビッグデータと人工知能（AI）の台頭などが挙げられる。 安全性および使命の両方の観点から、複雑さ同様致命度は、製品、サービス及び技術のトラストワージネス、並びにこれらを提供する組織のトラストワージネスの両方を伝達する必要性を生じさせた。トラストワージネスを表現するために使用できる特性の共通理解をもち、用語及び特性を定義する一般的な方法をもつことによって、利害関係者は製品、サービス又は技術が利害関係者期待値を満たしているかどうかを判断できるようになる。」に変更する。 - IoT のように OT と IT を融合させた技術の例示が続くことから、「様々な視点を集めた技術の統合」と解釈する 34 行目はビッグデータと人工知能（AI）が統合した例と解釈する 33 行目の「複雑化し」を「複雑さ」に変更する。なお、文脈から「複雑さだけでなく安全性および使命の観点から致命度もあるため～伝達する必要性が生じた」という意味と解釈した。 「トラストワージネスを表現するために使用できる特性」に変更する	- ご指摘を受けて、「技術の統合が複雑化し、様々な視点が集まっている。」を「様々な視点を集めた技術の統合の複雑さが増している。」に修正します。 - ご指摘を受けて、「ビッグデータの台頭、人工知能（AI）の台頭などが挙げられる。」を「ビッグデータ及び人工知能（AI）の台頭などが挙げられる。」に修正します。 - ご指摘を受けて、「その複雑さ及び致命度は、」を「複雑さ同様致命度は、」に修正します。 - ご指摘を受けて、提案いただいた修正案のとおり、「トラストワージネスを表現することに使用することが可能な特性」を「トラストワージネスを表現するために使用できる特性」に修正します。

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄（委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント）：必須入力。入力されていないと投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください（例えば、列の削除・追加、セルのマージなど）。変更した場合、投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/ 細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/ 図/ 表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
松田 充弘	169	3.1.28		te	サービス（service）の定義： “エンティティ（3.1.17）がインタフェース（3.1.22）を介して提供する特定の機能” とされていますが、 原文の functionality を「機能」と訳しているところに、違和感（function と functionality が区別されていない懸念）を覚えました。 また、「特定の機能」は“specific function”の意味に誤解される心配もあります。 〔原文〕 distinct functionality that is provided by an entity (3.1.17) through interfaces (3.1.22) [SOURCE:ISO/IEC TR 14252:1996, 2.2.2.46, modified – In the definition, "part of the functionality" has been replaced by "functionality" and "on one side of an interface to an entity on the other side of the interface" has been replaced by "through interfaces (3.1.22)".]	修正案です。 “エンティティ（3.1.17）がインタフェース（3.1.22）を介して提供する特有の機能的な能力や目的” ご判断して頂ければ幸いです。 〔参考〕 「the Oxford Advanced Learner's Dictionary」 functionality noun 定義： [uncountable] the quality in something of being very suitable for the purpose it was designed for [uncountable] the purpose that something is designed for or expected to perform [uncountable, countable] (computing) the range of functions that a computer or other electronic system can perform <https://www.oxfordlearnersdictionaries.com/definition/english/functionality?q=functionality>	修正案に対し、以下を変更して対応します。 - 「特定の」を「特有の」に変更 - 「機能」を「機能全体」に変更 原文に明示的に記載されていない能力及び目的の追加は行わず、function と functionality の違いとして、ご指摘の#3 である range of functions を明確化するため、機能全体と致します。 対応案は以下と致します。 エンティティ（3.1.17）がインタフェース（3.1.22）を介して提供する特有の機能全体

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄（委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント）：必須入力。入力されていないと投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください（例えば、列の削除・追加、セルのマージなど）。変更した場合、投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。